

独立行政法人水産大学校中期目標

農林水産省指令 22 水推第 1033 号

独立行政法人水産大学校（以下「大学校」という。）は、水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うことにより、水産業を担う人材の育成を図ることを目的として、平成 13 年 4 月 1 日に設立され、漁業生産、流通、加工、資機材供給などの多様な産業が有機的に関連して支えている水産業に有為な人材を供給し、現在も多くの卒業生がこれらの分野において指導的な立場で活躍するなど、我が国水産業の発展に貢献してきた。

現在、我が国の水産業は、水産資源の低迷、漁業就業者の減少、海外における水産物需要の増大など、国内外の大きな環境変化の中にある。このような状況の下で、大学校は、「水産基本法」（平成 13 年法律第 89 号）が掲げる「水産物の安定的供給」と「水産業の健全な発展」という水産政策の基本理念の下で講じられる施策の方向性を踏まえ、生産から消費までの水産に関する幅広い見識と技術、組織や地域社会の中で多様な人々とともに仕事を行っていく上で必要な基礎的な力（以下「社会人基礎力」という。）を身に付け、変化する環境の中にあっても創造性豊かで水産現場での問題解決能力を備え、水産業及びその関連分野において指導的役割を担う人材の育成を目指すものとする。

このため、大学校は、農林水産省所管の独立行政法人として設置されている意義及び我が国で唯一の水産専門の高等教育機関として求められている役割を強く意識しつつ、水産を担うための人材の育成に必要な学理及び技術の教授及び研究を実施するものとする。

第 1 中期目標の期間

大学校の中期目標の期間は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

第 2 業務運営の効率化に関する事項

運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、中期目標期間中、平成 22 年度予算額を基準として、一般管理費については、毎年度平均で少なくとも対前年度比 3% の抑制、業務経費については、毎年度平均で少なくとも対前年度比 1% の抑制を行った金額相当額以内に抑制する。

また、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする。

総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）に基づく平成 18 年度から 5 年間で 5% 以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を平成 23 年度も引き続き着実に実施するとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成 22 年 11 月 1 日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組を踏まえるとともに、今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直すこととする。

1 運営の効率化

トップマネジメントによる運営体制の下、業務の更なる効率化に向け、中期計画の進行状況等を定期的に点検し、所要の改善を図る。

独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価に先立ち、自らの業務の運営状況

及び成果について、外部の者を加えた評価を厳密に実施し、その結果を公表する。

評価結果は、評価委員会の評価と併せて業務運営に適切に反映させる。また、評価システムについては、必要に応じ、所要の改善を行う。

2 業務の効率化・透明化

業務の高度化及び効率化を図るため、職員を研修等に参加させるとともに、人事交流を行うなど、組織として積極的に取り組む。

組織の活性化及び実績の向上を図る観点から、職員区分の違いを踏まえつつ、評価を実施し、評価結果を踏まえた大学校の管理運営、資金の配分、処遇等に適切に反映する。

また、業務の質に留意しつつ、可能なものについては、コスト比較等を勘案し、アウトソーシングの活用及び官民競争入札等の導入により効率化を図る。

さらに、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図り、契約業務における透明性を確保する。また、密接な関係にあると考えられる法人と契約する際には、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討する。

実学重視による水産業の担い手育成教育の効果を高めるために、実習教育センターにより実習の一元管理、統一的な実習マニュアルの整備、練習船の効率的運用などを行うことにより、効率的、効果的な実習教育を推進する。なお、実学重視による教育効果の向上、水産施策の推進の観点から、大学校の施設等の機能を活用しつつ、独立行政法人水産総合研究センター及び水産庁等関係機関との連携を図る。

このほか、施設、船舶、設備等の整備改修等を計画的に行うとともに、その適切な管理及び効率的利用に努め、教育研究の高度化・効率化に対応する。

また、資産の利用度のほか、経済的合理性といった観点に沿って、田名臨海実験実習場を廃止し国庫納付することなどを検討し、事業規模を縮減する。その他の保有資産についても、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲内での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行う。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 水産に関する学理及び技術の教育

水産資源の持続的な利用、水産業の担い手の確保、安全・安心な水産物の供給など、水産業の課題や水産政策の方向性を踏まえつつ、水産に関連する分野を担う有為な人材を供給するため、本科、専攻科及び研究科において、広く全国から意欲ある学生を確保し、水産業・水産政策の重要課題に的確に対応した幅広い見識と技術、実社会でその実力を発揮するための社会人基礎力を身に付けさせ、創造性豊かで水産現場での問題解決能力を備えた人材の育成を図る。

また、専攻科定員配分の見直しによる水産系海技士養成の重点化、国立大学法人との連携強化による教育効果の向上を図る等、水産業を担う人材の育成教育の効果的・効率的な在り方について検討を行う。

(1) 本科

本科では、水産全般に関する基本的な知識の上に、各学科の専門分野の教育・研究を体系的に行い、水産の専門家として活躍できる人材を育成する。

この場合、諸分野が総合的・有機的に関連する水産業・水産学の特徴にかんがみ、低学年での動機付け教育から高度の専門教育までを体系的かつ総合的に実施し、練習船、実験実習場等を活用した実地体験型教育の充実を図りつつ、水産に関する最新の行政・産業ニーズ等の動向を的確に反映した教育を実施する。

また、教育レベルを確保するため、外部による客観的な評価を受ける等の取組を推進する。

(2) 専攻科

水産現場で不可欠な水産系海技士の育成を図るため、船舶運航、漁業生産管理、船用機関及び水産機械等に係る知識と技術を備えるための専門教育と、水産に係る広範な知識と技術を取得させるための教育を、本科関連学科の段階からの一貫教育で実施することにより、上級海技士資格を有する水産系海技士として活躍できる人材を育成する。

その際、すべての学生が三級海技士試験等に合格するよう努めるとともに、二級海技士免許筆記試験受験者の80%の合格率を目指すものとする。

時代の要請に合わせた水産系海技士の育成のため、社会的ニーズに応じた水産系海技士の養成課程について、定員配分等の見直しを行う。

(3) 水産学研究科

水産学研究科では、本科又は大学で身に付けた水産に関する専門知識と技術を基盤に、水産業及び水産政策の重要課題解決に向け、更に専門性の高い知識と研究手法に関する教育・研究を行い、水産業・水産行政・調査研究等において、高度な技術指導や企画・開発業務で活躍できる人材を育成する。

2 水産に関する学理及び技術の研究

高等教育機関として、研究は、教育と一体かつ双方向で実施すべき業務であり、「水産業を担う人材を育成する」教育にとって重要な役割を担うものであることを踏まえたものとする。

なお、水産現場で活躍できる人材の育成を目的としていることから、その研究内容は、それに携わる学生が、将来水産現場でそれを活かして問題解決に取り組めるよう、水産業が抱える課題への対応を十分意識したものとする。

また、研究活動の充実に必要なインセンティブ向上等のための措置を講ずる。

(1) 教育対応研究

水産に関する学理及び技術の教育に資する研究を推進する。

(2) 行政・産業・地域振興対応研究活動

教育への反映とともに、行政・産業・地域振興への貢献につながる対外的な活動を推進する。

(3) 共同研究等の推進

大学校の教育研究活動充実の一環として、国、地方公共団体、水産団体、大学、民間企業等との共同研究等を実施する。

3 就職対策の充実

大学校で学んだ水産に関する知識や技術を就職先で活かせるよう、水産に関連する分野への就職割合を向上させるべく、大学校を挙げて取組を充実させ、水産業及びその関連分野への就職割合が75%以上確保されるよう努める。

4 教育研究成果の利用の促進及び専門的知識の活用等

(1) 行政との連携

大学校は、水産業を担う人材の育成を図るため、水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うことから、行政機関との密接な連携を図り、水産業・水産政策の重要課題に的確に対応する教育研究成果の活用等を通じて、行政機関が行う水産施策の立案及び推進に協力する。

(2) 業務の成果の公表・普及

水産業界や行政、試験研究、国民一般等に活用されるよう、教育研究成果の情報発信等の充実を図る。

また、研究成果のうち特許等の知的財産権となり得るものについては、保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図るとともに、その利活用等により成果の普及を図る。

(3) 研修

我が国漁業者、加工・流通業者、水産関係に従事する公務員等の水産関係者への教育研修を行うとともに、水産先進国として、諸外国の水産関係者への研修等を実施する。

また、水産高校を始めとする各種高校の生徒の研修なども積極的に受け入れることとする。

(4) 公開講座等の実施

大学校の教育研究成果の普及を通じ、水産に対する理解の促進を図るため、広く国民一般を対象とした公開講座等を開催する。

(5) その他活動の推進

国内外の大学・試験研究機関等と連携・協力を行い、大学校が実施する教育研究の深化とレベルアップに努める。また、行政機関への助言、学会活動への協力等の社会的貢献活動を行う。

5 学生生活支援等

成績優秀者等への学校表彰、学生生活に関する指導等の学生支援を進める。

また、教育研究、就職対策等の実施に当たり、企業、地方公共団体等との連携を図る。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 収支の均衡

適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。

2 業務内容の効率化を反映した予算計画の策定と遵守

「第2 業務運営の効率化に関する事項」及び上記1に定める事項を踏まえた中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

3 授業料収入等の安定確保

学生定員の充足に努め、授業料収入の安定確保を図るほか、寄附金等による自己収入の確保に努める。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 人事に関する計画

(1) 人員計画

中期目標期間中の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）を定め、業務に支障を来すことなく、その実現を目指す。

(2) 人材の確保

教育職員の採用は選考によるものとするほか、国、大学、他の独立行政法人、民間研究機関等との人事交流を行う等により、中期目標達成に必要な人材を確保する。

2 内部統制

「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会）のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果についての意見として農林水産省独立行政法人評価委員会に通知された事項を参考に、内部統制の更なる充実・強化を図る。

3 情報の公開と保護

公正で透明性の高い法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、情報の公開及び個人情報の保護に適正に対応する。

なお、情報の取扱いについては、情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。

4 環境対策・安全管理の推進

大学校の活動に伴う環境への影響に十分配慮するとともに、事故及び災害を未然に防止する安全確保体制の整備を行う。また、環境負荷低減のためのエネルギーの有効利用やリサイクルの促進に積極的に取り組む。